

平成12年5月26日(金曜日)第1回臨時会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	兼子昭一	庶務課長
荒木恒	企画調整課長	宇野健雄	財政課長
安食正人	税務課長	那須義行	商工観光課長
鹿間康	地域振興課長	芳賀友幸	健康福祉課長

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第1号

第1回臨時会

平成12年5月26日(金)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 第103回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (2) 第52回東北市議会議長会定期総会の報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 月山観光開発株式会社の営業状況の報告について
- (2) 株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について
- ” 5 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 6 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
- ” 8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- ” 9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- ” 10 議第60号 建物の取得について
- ” 11 議第61号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- ” 12 議案説明
- ” 13 質疑
- ” 14 予算特別委員会設置
- ” 15 委員会付託
- ” 16 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 厚生委員長報告
- (3) 予算特別委員長報告
- ” 17 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成12年5月第1回臨時会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより平成12年第1回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の運営につきましては、5月23日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番鈴木賢也議員、17番川越孝男議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹敬一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第1回臨時会日程

平成12年5月26日(金)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
5月26日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議案上程、同説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	休 憩 中	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
		総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚生委員会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	委員会、分科会 終了後	本 会 議	再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会	議 場

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

(1) 第103回山形県市議会議長会定期総会の報告について

(2) 第52回東北市議会議長会定期総会の報告について

以上の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐竹敬一議長 日程第4、行政報告であります。

- (1) 月山観光開発株式会社営業状況の報告について
- (2) 株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、月山観光開発株式会社の営業状況について御報告申し上げます。

平成12年3月17日、西川町において第41回定時株主総会が開催され、第41期の平成11年1月1日から平成11年12月31日までの営業報告並びに貸借対照表、損益計算書及び利益処分案について審議が行われ、原案のとおり承認、可決されました。

当期の営業概要について申し上げます。

4月10日にスキー場をオープンしましたが、強風によりリフトが終日運休を余儀なくされる日が続くなど、悪条件でのスタートとなりました。夏期はフラワートレッキング客の増加が見られ、年間を通じたリフトの利用者は25万4,000人と前期より15%、3万4,000人の増加となったところであります。この結果、営業収益は1億5,900万円余、前年比112.2%と増収を確保し、今期についても5%の配当を実施することとなりました。なお、細部については別紙資料のとおりであります。

次に、株式会社チェリーランドさがえの営業状況について御報告申し上げます。

平成12年3月27日、株式会社チェリーランドさがえ会議室において第10回定時株主総会が開催され、第10期の平成11年1月1日から平成11年12月31日までの営業報告並びに第10期貸借対照表、損益計算書及び利益処分案について審議され、原案のとおり承認、可決されました。

当期営業の概況について申し上げます。

平成11年度の景気は、長引く低迷を脱してようやく下げどまりから持ち直しへと進みつつありますが、民需の自律的上昇への期待はなお厳しい状況下にあるものと判断されます。特に、注目の個人消費は、サラリーマン世帯で前年比3.8%のマイナスとなったほか、名目所得の減少や雇用不安の広がりによって回復の兆しが見えないまま、チェリーランドさがえの営業環境にとって直接マイナスに影響する厳しい結果となりました。また、山形自動車道の月山インターチェンジまでの延長供用により、国道112号の通過量が減少する構造的変化などによって、来客数の大幅な減少に直面しました。

この間、チェリーランドさがえは、10月23日に山形自動車道寒河江サービスエリアに休憩施設を開設するとともに、営業体制を強化し団体客の増加を図ったほか、各種のイベントなどを実施して業績の向上に努めましたが、残念ながら年間売上高で約9%の減少となり、また収益面では、管理販売費の大幅な節減に努めましたが、売り上げ総利益の後退をカバーできず、減収減益を余儀なくされました。

今後は、個人消費の低迷などチェリーランドさがえを取り巻く環境は厳しく、当面好転の期待は持てないという前提に立って、収益の確保に全力で取り組んでまいりたいということでもあります。

なお、細部については別冊資料のとおりであります。以上御報告申し上げます。

以上です。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告中、(1)月山観光開発株式会社営業状況の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2)株式会社チェリーランドさがえ営業状況の報告について質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 この問題については、毎年営業報告が出されるわけでありましてけれども、大変な景気の落ち込みでチェリーランドも言わずと知れて収益が落ち込んでいると。入り込み客数も落ち込んでいるというふうな点でいろいろ今後努力したいというようなことがここにも書いてありますけれども、その中で従業員の給与が大幅にカットされているというお話を聞きました。最高で月5万円ほど減額になるという人が出ているというふうな話も聞いているわけですが、それが事実かどうか。事実であれば大変なことではありますが、直接の経営の一端を担っている佐藤市長、取締役会長の任にあるわけですが、そういう事実があったのかどうかお伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 従業員数にはかなり厳しく数を減らしたというような話は聞いておりますけれども、給与の方も軽減したというようなことは私の耳には入っておりません。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 手当も含めた支給の中での減額なのかもしれませんけれども、ぜひ調査をしていただいて、それが事実であれば是正措置をとるなりなんなりをする必要があるのではないかというふうに思います。ぜひよく調べていただいて善処をしていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第5、報告第1号から日程第11、議第61号までの7案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第12、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年2月22日午前8時55分ごろ、市内大字八楸鹿島地内において、市有自動車たかまつ保育所通園バスがスリップして民家の門扉に衝突し損傷を与えた事故について、この損害の示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げるものであります。

次に、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年4月21日午後1時10分ごろ、チェリーランド駐車場内において、市有自動車チェリーランド管理用軽トラックが車に衝突し損傷を与えた事故について、この損害の示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げるものであります。

次に、承認第1号、承認第2号並びに承認第3号の専決処分の承認を求めることについて、3承認案とも関連がありますので一括して御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成12年3月29日に公布され4月1日から施行されることに伴い、寒河江市市税条例の一部を改正する条例、寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例並びに寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものであります。

承認第1号寒河江市市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容は、個人市民税の均等割及び所得割に係る課税限度額の引き上げ、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の改正であります。

また、承認第2号寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例の主な改正内容は、商業地等に係る都市計画税の負担調整措置の改正であります。

また、承認第3号寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の設定であります。

以上、承認第1号、承認第2号並びに承認第3号については、議会を招集するいとまがなく急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第60号建物の取得について御説明申し上げます。

寒河江市中心市街地活性化拠点施設として整備するに当たり、現寒河江ショッピングセンターパオ2丁目ビルを寒河江開発株式会社代表取締役渡辺繁之及び株式会社八幡屋酒造店代表取締役鈴木謹也より取得しようとするものであります。

次に、議第61号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、中心市街地活性化拠点施設の内部改造経費及び維持管理経費等として3億7,834万1,000円を計上するものであります。この所要額に対する財源については、国庫支出金1億6,435万5,000円、財産収入3,468万3,000円、繰入金8,287万8,000円、市債8,260万円等の追加をもって対応することとし、その結果、歳入歳出予算の総額は150億1,834万1,000円となるものであります。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第13、これより質疑に入ります。

報告第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、承認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、承認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、承認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第60号に対する質疑はありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 この議第60号については、判断をする際に補正予算61号とも密接な関係があるというふうに思いますので、一括審議をしていただけないかというふうにと思いますが、議長よりよろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時46分

再 開 午前10時02分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

さきに伊藤 諭議員から要請がありました件については、議運で協議をした結果、一括取り扱いをせず1件ずつ質疑を行うことになりました。御了承願います。

ほかに質疑はございませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 ただいまの議運の審議内容ともかかわりがあるんですけども、実はこのビルの取得は取得自体が自己目的ではないわけでありまして、何のために所得するかということについての点が明確になっていないと、取得するかどうかについての判断も分かれるのではないかというふうに思います。それで、取得自体の問題とは離れますけれども、幾つかお伺いをしたい。

一つは、中心市街地の活性化を目的とした取得であるというふうに市長は3月議会でも答弁をしています。その後、市民からの市報によるテナント募集や公募、それから各種団体からの意見徴取等々を経て、最終的にはコンサルなどの判断も仰ぎながら活用策を決定したというふうな経緯がございます。それを見ると、私は今回のビルの取得、その金額や、あるいは面積等にふさわしい活用策には及ばないのではないかというふうな思いを強くしているわけでありまして。そのことについて市長は先般の議員協議会で発表されたあのビルの活用策についてどのような御意見を持っているか、ひとつお伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今、中心市街地の活性化が問われているというようなことはどこの市町におきましてもこれは注視の的だろうと思っておりますし、本市におきましてもビルの取得というようなことは大きな問題点だったと私は思っておりますし、現在もその活用策を含めまして寒河江市の大きな事業だと、このように認識しているわけでございまして、そういう中で問題というのが起きてきたわけでございまして、これまでも篤と御説明申し上げましたように、関係者とか、あるいは市報等々に述べまして広く市民の意見を聞き、

また議会の皆様方の御意見等も拝聴しながら、この活用策というようなものを諮ってきたところでございます。

やっぱりこの拠点施設となるべきところの建物というものをいかに活用するかということは、これは私も重要な問題だと思っておりますけれども、結果的には半分半分という機能の持ち合わせということになったわけですが、このことによりましては、商業関係とそれから公共的機能というものを兼ね合わせるというようなことでのビルの活用というのは私は非常によかったのではなかったかと考えているわけでございます。そして、いろいろな意見を早目早目という聞き方をしたというようなことによりまして、活性化の施策の効果というものもより効率的なというようなことになってくるのではないかと思いますし、よりまた市民の支援なり、あるいは協力というものが得られるだろうと思っております。この建物の取得なり、あるいは土地の取得、あるいは駐車場を借りる、無料活用というようなことをあわせて中心商店街の活性化というようなこと、あるいは市民が一体となって憩える、あるいは語らえる場所、そしてまた教育、文化というようなものの向上というようなことにつきましては、大変な効果が出てくるものと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 詳細については分科会でお聞きしますが、一つの私が感じている問題意識があるんですけれども、4月5日号の市報で活用についての公募、それからテナントの募集を行いました。その結果、先般の協議会では16人から24件の活用についてのアイデアが出されたというふうな報告を受けました。私はこの数字と提案件数を見たときに、「あれ、これでいいのかな」というふうに思いました。いわば市の中心部にある活性化のシンボルとも言えるようなあのビルの活用について、あの程度の意見しか市民から寄せられなかったということについてであります。本来もっと多くの方がこの問題に関心を持って、いろんなところからいろんな意見が出てくるのかなというふうに思っていました。

しかし、それしか結果的には出なかったということについて、私はそれにとどめてはならないのではないかとこのように思いを強くしたのであります。あれで終わりというのでは余りにも寂しいと。本来、ビルに対する多くの市民が関心を持ち、要するに自分ならこういうふうには活用するというようなアイデアがどんどんわいてこない、あのビルを自分たちのビルとして利用していこうという市民がそんなにふえないのではないかとこのように思うからであります。いわば広報を逆手にとって行政側はあのビルにもっと市民に関心を持ってもらって、もっといろんなアイデアを出してもらって、そしてみんなと一緒に考えるというような、そういう第2弾、第3弾の作業をすべきなのではないかとこのように私は今思っています。

一部の人が一部の意見でやったというふうにとられないためにも、最低、市街地の全戸の住民にアンケートをとるとか、そういう取り組みを今からでも遅くないからすべきでないかとこのように思うのです。そうすることによって、一人ひとりの市民がああのビルにかかわりを持ってくるわけであります。そして、いろんな提案を出すことによって自分たちもあのビルの活用について考える、そして利用もするというふうになっていくのではないかとこのように思います。今のままですと、地下1階と地上1階、2階についてはほとんど、ほとんどですよ、これまでのあのパオビルと変わりが無い、そしていわば所有者が変わったというだけのものではないのかというふうに思います。

それから、上の階についてはほとんど貸しビル化しているわけでありまして。子供の広場とかギャラリーとか一部アイデアが入っていますけれども、ほとんど貸しビル、貸し室的なビルでしかない。本当にそれで活性化に役立つビルになるのかというふうな思いを非常に強くするわけでありまして。それについて市長は、今後のこのビル取得とあわせて、改装期間が3カ月ほどあるそうですけれども、その間にでも再度市民からの声を聞く機会を何回も設けていくというような意思があるのかどうかお伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 私もいろいろな会合に出てきまして、また駅前の中心市街地の区画整理を含むところの事業等々とか、あるいは今度は寒河江ショッピングセンターパオ2丁目のことにつきましてもいろいろ投げかけてきたところをごさいます、それに対しましてはやはりこういう活用の仕方というのが多くの団体から、あるいは関係の方々からとか、あるいはまた市報によってアイデアが出されてきたというふうなことをお話ししながら市民との、直接、中心市街地といいますか、市内の中央部の方々だけではございませんけれども、そういう方々にもお話を投げかけてきたわけをごさいます、そういう中では、やっぱりあそこを空きビルにしておいてはだめだと。やっぱりまたみんなが、市民がだれでも使えるような市民の施設にするということにつきましてもは賛意を私はもらったと、このように思っているわけをごさいますし、そしてまた、日常の消費と生活につながるようなものになっていくというふうなことにつきましても、これはやっぱりいいアイデアであるというような話をいろいろ承ってきたところをごさいます。

そういう中で、やるだけのことは私はやって、庁内の検討委員会はもちろんでございますけれども、各種団体等々、あるいは関係者等の意見というものを数多く聞きましたし、あるいはまた市報等の呼びかけもしたということであるわけをごさいますので、これ以上またアンケートというようなことをとってまやはりしようがないといひますか、これ以上の案は私は余り出てこないのではなからうかなと。それよりも、私は早くこのビルというものをうまく活用して動かしていくことが必要なのではなからうかなと、かように思っているところをごさいます。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 以前にも申し上げたことがありますけれども、私たち、中央通りあるいは西根の一部を含む議員が、ヤマザワの中央店の撤退の際に町会長さん方と協力をしてアンケートをとったことがあります。900数十世帯だったんですけれども、全戸に町会長さんをお願いをして配付をして回収をしてもらって、その集計を私たちがやったわけですが、回収率が約8割でした。そして実に多彩な御意見がその中には入っていました。今回の市報で呼びかけて、16人しか、24件しか意見が出なかったというのと比べてみても、私は、いわばお上りからアイデアを募るといふようなやり方と、実際に町会長さん方が1戸1戸に足を運んでお願いをして書いてもらって回収するといふやり方では、住民の熱の入れ方が違うんです。非常に切実な問題でもあったので、非常に意欲的な提案内容があったわけでありましてけれども、こういうこともやるべきでないかということをも3月の議会で、委員会でしたか、私申し上げた経緯がござひます。なぜそういう手法をとれないのかなと。そうすることによってビル自体が住民にとって非常に身近なものになる、これはもう政治的なセンスの問題であります。そういう努力を今からでも遅くないからすべきだといふふうに思ひます。

後で詳しく申し上げますけれども、あのビルのあの活用の仕方では余りにも住民にとって、確かに生鮮食品とかありますけれども、これまでのテナントが入って、そして所有者が変わっただけといふようなものに非常に酷似しているといふことで、やっぱり公共部分、あるいはもっとアイデアに富んだテナントの入居といふようなことのアイデアがほとんど入っていない。そういう意味ではちょっと工夫が足りないと、それにふさわしいものにしてほしいといふふうに私は思ひわけで、ぜひそこら辺再検討をすべきだといふことを要望してこの議案についての質疑を終わります。

佐竹敬一議長 ほかにござひませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 先ほど私の提案に対して議運で別々に審議をといふことになったようでありましてけれども、私がなぜそういう提案をしたのかといふことを申し上げますと、やっぱりこの建物の取得に賛成をするか反対をするか判断の材料としては、今遠藤議員が質問なされたように、本当に中心市街地の活性化につながるのかどうか、あるいは寒河江市全体の活性化につながるのだろうかといふ視点と、もう一つは、市の財政負担、後年度の財政負担に大きな支障を来すおそれがないのかどうかといふことをやっぱり一緒に議論を

していく必要があるのではないかということで、主として61号はこれにかかわる管理運営費等の補正予算が提案をされているわけでありますので、そうした議論を踏まえた上でないとこの建物の取得についても判断できない、こういうことでもあります。

そういう意味で、採決は別々、当然そういうふうになるわけでありますけれども、関連して判断をすることからいえば議論は一緒にやっていくということでもよしいのかどうか、質問などやっていいのかどうか、その辺についてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 質問者、質問の意味ちょっとわかりやすく、ひとつ。

伊藤 諭議員 このまま別々の審議では判断ができないということです。したがって、61号に関連する質問もこの中でやっていいのかどうかということです。

佐竹敬一議長 先ほど申し上げましたけれども、議運では一括というふうなことはしないということになったし、今伊藤議員の方からもそれに近いような発言を認めてもらえないのかということにとられるわけですが、それではなくて、議題は一つずつというようなことにひとつ区切らせてさせていただきます。

ほかにございませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 ちょっと伊藤議員がちゅうちょなさっているようですから、私、ちょっと次の点から質問をしたいと思いますが、一つは、議会で陳情を採択する際に附帯決議をしました。市長は十分その意味を踏まえて今回議案を提出なさっているというふうに思いますが、私どももこの間いろんな市民の意見を聞きながら、あるいは陳情された商工会の皆さんの意見を聞きながら今回のこの問題に対応しなければならないというふうに思っているわけであります。

それで最も大きな問題は、今伊藤議員からもありましたように、今後の管理運営について市の過大な負担にならないようにというようなことが大きな一つのポイントになるというふうに思います。もちろん市の活性化というようなことをないがしろにするわけではありませんけれども、そういう意味におきまして、私は前にも申し上げましたけれども、駐車場の問題が、これ表裏一体の問題としてやっぱり考えておく必要があるというふうに思います。

平成15年までは市との契約が既に終わっているわけでありますけれども、その後どのようにするのか。同じような形態をとって、例えばこのビルが減価償却がなされるまでそのような同じ形態をとるようなことであるならばまた問題は別でありますけれども、市民の間のそういう意味では最も疑問な点は、その後、平成15年度以降にビルと同時に駐車場も取得してくれというふうに言われるのではないかと、こういうふうな心配があるわけであります。もちろん仮定の問題でありますけれども、市長はそうした心配にどのようにお答えになられるのか、一つだけお聞きをしておきたいと思えます。

佐竹敬一議長 内藤議員に申し上げます。

議第60号に対する集中審議にさせていただきたいと思えます。建物。そういうふうにひとつ御協力願います。(「関連している」の声あり)この議第60号は建物取得についてというような議題になっているわけです。(「建物だけにしたらって駐車場も」の声あり)だから、駐車場はまた別のあれでひとつやってください。はい。

内藤 明議員 1問目にしてください。2問目と言われると困るから。

考え方としては、ビルの取得の議案でありますけれども、駐車場というのは、今どこの地域に行っても、特に市街化区域あたりでは駐車場のない建物というのは使い物にならないですよ。したがって、そういう意味ではこの建物を取得する際にはそうした問題もきちっと踏まえておかなければならないというふうな意味で御質問を申し上げているわけでありますから、ぜひ、その辺の問題は議長もおわかりになっていらっしゃるというふうに思えますので、当局にひとつ答弁させていただくようお願いをいたします。

佐竹敬一議長 議員の皆さん方の意図するところもわかりますけれども、議題は議題としてひとつ今後さ

せていただきますけれども、この今の内藤議員の質疑、駐車場の件でございますけれども、関連となりますと非常に限りなく広がってまいります。関連、関連でもっていきますと非常に広がっていくというようなことでございますので、なるだけ集中されたスムーズな審議にひとつ御協力していただきたいと思っております。(「議事進行」の声あり)

それでは、第60号建物の取得にひとつ限定して御協力願います。ほかについて(「議長、いいか」の声あり)いいです。

内藤 明議員 言っているのはわかるでしょう。おれ、何もおかしいことを言っているわけではないのよ。今どこの地域に行っても……

佐竹敬一議長 内藤議員に申し上げますけれども、議題は議題に沿ってひとつやってもらわないと、限りなく関連になりますと、関連、関連でいきますので、そこだけひとつ御協力願います。(「協力はするけど、ただそんなことは表裏一体だべ」の声あり)だから、また(「何出てくるんだ」の声あり)60号は60号できちんと審議をしていただきたい。川越孝男議員。

川越孝男議員 60号について審議をするために、私自身判断をするためにお尋ねをするわけですが、先ほどの内藤議員の質問も全く60号を審査する上で必要なことだと思うんです。

というのは、ビルに、あるいはお店も入るわけですから、お客さんの駐車場がない貸しビルなんていうのは、あるいはお店屋なんていうのはあり得ないと思うんですね。たまたま今は市と所有者との間で賃貸契約が結ばれているわけですがけれども、それは無料というふうなことにして。ところがそれが切れた場合に、建物は所有するけれども、あるいは建物の土地は今回取得をすると。土地と建物はするけれども、駐車場がないビルなんていうことは到底あり得ないと思うんですね。そのことは市民の皆さんは非常に関心をお持ちなので、市民から負託を受けた私ども議員としては、その後どうなるんでしょうかということをお尋ねしているわけですので、60号のビルの建っている土地と、ビルそのものを取得するという、この案件と極めて一体のものだというふうに私は思うんです。

したがって、議長からもそういうことについて当局からどういう考えを持っているのか、やっぱり答弁を求めるといのが極めて自然なのではないかなというふうに私は思うんです。それで、重ねて、内藤議員と同じでありますけれども、そのことについての市長の御見解をお伺いをしたいと思っております。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 無償で借りてまいりたいと、このように思っております。そしてビルと一体になった利用というものを図ってまいろうと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 どうも市長、そういうふうにはちゃんとお答えいただけるわけですから、それで重ねてお尋ねしますが、市長の気持ちは私もわかります。私もぜひそうやってほしいというふうに思いますけれども、ただ、相手のある話でありますから、平成15年以降についてもそういうふうになるというふうな契約がなされているわけではないですね。したがって、このビルを取得する際にやっぱり相手側とそういうこともきちっと提示をする必要があるんじゃないかというふうに思うんです。それは書面で交わそうと口頭でやろうと構わないというふうに思いますけれども、できれば書面でそれを、そうした約束があったということを議会に報告を私はすべきだというふうに思うんですね。

でない、後であそこの駐車場を買ってくれと、こういうふうにならば、例えば市で買っただけなら今度ほかの人に売ってしまいますよといった場合に、今度はビルとしての使用価値がなくなってしまうわけです。したがって、私はそのことを心配しているわけでありまして、そうしたものについて市長はどのようになさる考えなのか、言っている見解は私はわかりますけれども、市長の見解をぜひお聞きかせをいただきたい。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 駅前の方の再生のための整備計画を今度は工事に移しているわけでございまして、来年度には駅舎の移設というようなことまで事業に進めようと思っている段階でございますから、それは当然パオ2丁目のビルにつきましても影響が出てくるだろうと思っておりますし、そういうことになりますと中央通りの動きというものもこれは変わってくるだろうと思っております。

そういう中で、どのようにまた中央通りの方を再構築していくかとかいうようなことはこれからの問題でございまして、ですから、そのパオビルの後ろの方にありますところの駐車場は、これは無料でまずは借りるということにしてあるわけでございますけれども、10年だ15年だというようなことになると、そういう仮定の問題に対しましてもちょっと私は答弁することは非常に厳しい問題だと思っておりますのでございます。(「進行」の声あり)

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 このビルは、築何年……

佐竹敬一議長 川越議員、確認しますけれども、2問目でいいですね。(「はい」の声あり)

川越孝男議員 築後何年になるのか、耐用年数が何年と見ておられるのか。そして、今回テナントを入れるわけですので、そうした場合、耐用年数が来た後のお店を維持していくためにまたぞろ市で建てかえをしていくという、こういうふうなことになるのかどうなのか。取得に当たって極めて重要な部分でありますのでお聞かせをいただきたいと思えます。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 あれは私の記憶が間違っていますかどうか、確かではございませんけれども、昭和56年か57年ごろ建てたのではなかったのかなと思っております。ですから、建設以来20年ぐらいしかたっていないという建物でございます。以上です。(「耐用年数が何年と見て、その後どうするのだから、3点ちょっと」の声あり)

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 建築物が鉄筋コンクリートづくりでありますので、鉄筋コンクリートづくりは耐用年数は50年というように思っております。(「その後どうするかと、それから市長の答弁は57年だから56年だかと言っていたけれども、事務方が議会での答弁として何年なんだかすかっとしてください」の声あり)

佐竹敬一議長 その後(「答弁になっていない」の声あり)答弁漏れについて答弁してください。企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 建物の建築月日です、昭和57年7月31日新築でございます。(「一体、取得するけれども、そいつ耐用年数来た後はどうするの。基本的な考え方としてよ」の声あり)

佐竹敬一議長 当局でただいま川越議員から出ている、その後どうするのかという問題には答弁できますか。できなかつたらできない、できるならできるでいいです。市長。

佐藤誠六市長 20年の間にキーテナントも十字屋からダイエーとかウエルマートというふうに変ってきておりまして、また、まちの様相というものも非常に変化している時代でございまして、大変流れが早い、まちの姿というものも変わってくるというのがこれが最近の傾向でございますから、現在は中心市街地を何とか活性化していこうと、そして呼び寄せながら、本当に市民に親しまれるような、そしてまたお年寄りも子供たちも一緒に手をつないで楽しめるようなショッピングなり、あるいは散策ができるようなまちというものを考えているわけでございますから、その最もベターな方法として今回をとったわけでございますが、この早い流れの中で20年後、30年後どうなるかと言われましてもちょっと予測はつかないのが本音ではないでしょうかと思えますけれども、現在は今の姿を維持しながら活性化を図ってまいろうと思っておりますのでございます。(「そのとおり」の声あり)

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 20年後どういうふうになっていくとか、経済を予測してどうこうというのではなくて、ビルを取得をして、そしてお店としてテナントを募集して入れていくというふうなことになるれば、先ほど議員の中からも永久にだったなあという話がありました。したがって、耐用年数、いつ改築しなければならないかというのはこれは先のことだからわかりませんが、今回そういうふうな形で市が商店のテナントビルとしても半分は使っていくんだというふうなことからすれば、永久にそういう考え方を貫いていくのか、いつ改築だのなんだのというのは別にして。ただ今のビル一代だけそういうふうな考え方なのかという、取得に当たっての基本的なことをお尋ねをしているんです。したがって、後でどうなるかというようなあれにしても、今現在市長としては、それは耐用年数が来て改築した後はまた店を続けていくんだと、今の取得する段階での、テナントとしてお店を入れるというこの段階での基本的な考え方をお尋ねをしたんです。改めてその点についてお聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 基本的な考えは今回出した内容で、そして考えてまいろうということでございますから、以上でございます。（「使い続けるということですか」「議事進行」の声あり）

佐竹敬一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議61号に対する質疑はありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 管理費全体についてまず最初お尋ねをしたいというふうに思います。

今回の補正予算は、金額は出ているわけでありましてけれども、取得をしてから引き渡しを受けて改修工事、そして再開、こういう手順を踏んで再開をすると思うんですが、この今回の補正予算、特にそういう管理経費、水道光熱費なり委託料なり、そうしたものについては何カ月分、いつから分を見込んでいるのかまずお尋ねをしたいというふうに思います。そしてさらに、通常ベースというか、1年通年の通常ベースに置き直した場合、光熱水費、委託料の管理運営、清掃業務、警備業務、エレベーターの点検業務、こういったものが通常ベースで幾らかかるといふふうに見込んでいるのか、最初まずお尋ねをしたいというふうに思います。

それから2点目が、ビルの減価償却とテナント料の関係でございますけれども、通常テナント料を計算する場合、水道光熱費などの実費のほかに、管理運営費、メンテナンスあるいはビルを管理するための人件費、そして建物の減価償却費などを総合的に把握をしてテナント料を決定をする、こういうのが一般的なのではないかというふうに思うんですけれども、今回の取得をする建物の場合、管理人を直接置くのかどうかわかりませんが、減価償却費などは全然見ていないのではないかというふうに思うわけです。公共財産というふうになるわけですから、会計処理上、減価償却費という科目というかそういうものがないわけでありましてけれども、そういう意味で、今後の管理運営の形態なども関連するわけでありましてけれども、ビルのそうした減価償却費とテナント料に対する考え方をお尋ねをしたいというふうに思います。

さらに、各テナントに入る方について権利金とか敷金、そういったものを取るのかどうか、また契約期間は単年度契約というふうになるのかどうか、契約期間についても教えていただきたいというふうに思います。

また、この前の全員協議会の説明をお聞きしますと、4階、5階でしたか、ライオンズクラブとかロータリーなどへの貸し付けについては無料だという説明であったわけでありましてけれども、その理由についていまいち、経営というか収入がない団体だということでのような説明であったんですが、もう一度無料にする理由についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたけれども、全協の資料を見ますと管理室というのがあるようですけれども、経営は直営だという考え方のようですが、現場に、ビルの中にそうした管理人というか、そういうものを配置をする考え方はあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

それともう一つ、市民課の自動コーナーが設置されるようでありませけれども、どのようなシステムで、どのような利用ができるのか、また設置するための経費についてどの程度かかるのかお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、何点かお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 何点かありましたので、まず最初に今回の補正予算の管理経費が何カ月分ということがございました。9月から来年の3月までの7カ月分を見ております。

あと、年間に通常ベースに置いた場合に幾ら程度ということがありましたので申し上げますと、今回の補正予算の5ページ、6ページとのかかわりですけれども、年間に通常ベースでも必要な節は、7節の賃金に95万2,000円、それから11節の中の燃料費110万円、光熱水費3,030万8,000円、それから12節は、これは専用線ですから全額37万円、それから委託料の中で、中心市街地の今回限りの設計監理を除いた分は通常ベースで必要です。なお、今回の設計監理が約1,190万円ほどです。したがって、残りは3,080万円ぐらいです。あと、14節は全額です。以下、15節は通常ベースでは必要でない、17節も必要でない、18節も必要でないということで、今申し上げた数字の7分の1にして12月を掛けますと、テナントも入っているビル全体の管理料は年間1億1,200万円ほどになるのではないかとこのように見ております。

なお、それに対するテナント料その他ですけれども、テナント料については先般にお話し申し上げたとおり年間5,900万円ほど入る予定です。それから、テナント社の光熱水費の子メーター分が2,370万円ほどということで、収入としては8,300万円ほどが見込まれます。したがって、年間の管理経費1億1,200万円から8,300万円ほどの収入が入って2,800万円から2,900万円ぐらいが公共施設も含めた全体の年間の管理経費というように思っております。

それから次は、テナント料の御質問がございました。テナント料の額については、3月28日に議員懇談会を開催していただいたときにもう資料としてお示しして、地価は坪3,000円、1階が5,500円、2階が3,500円と。そのときもその積算の根拠を申し上げております。いわゆる先ほど減価償却費とありましたけれども、市の方では、そのビルをテナントにする、それが商売ではないので、当時も減価償却費は加味をしていないということで、そのテナントに係る光熱水費、経費についてはすべてテナント料に負担をするということで、あのときに申し上げたのは、テナントの経費が月約380万円ほどかかるのではないかとこのことで、あとテナント料が、あのときの資料では月515万5,000円の資料を出してございましたけれども、それが最終的に今回テナント者がすべて決まったということで、さきの28日の議員懇談会の折にテナント料の月收入が490万円、約500万円程度ということで、その差については、将来の改修費用を見込むということで、今後基金でも創設してやっていきたいというように28日の議員懇談会の折にも申し上げたというふうに思っております。

次に、5階の非営利団体に対するテナント無料です。これについても今申し上げたとおり、3月の議員懇談会の折にお示したこの市報の原稿のときにも説明をいたしております。民間非営利団体は無料ということで、これについては、今NPOとかボランティアを支援するというような考えで、県の方においても民間非営利団体に対する支援策がいろいろと考えられております。事務所の提供なども県としても考えておりますので、市の方でもこの際そのビルに民間非営利団体の活用する場所については無料として貸し付けをしていきたいということで、そのように考えたところです。

図面上、管理人の配置室とありますけれども、今準備のための人員が2名体制で行っております。それが施設が完成しオープンすれば、その場所に行って施設の管理に当たってはどうかというふうに考えております。

あと、市民課の自動交付機の内容でありますけれども、これについては各活用の段階の意見の中に非常に

ありました。ぜひ日曜・祭日でもそこに行けば自動交付機で住民票あるいは印鑑登録をもらえるような施設にしてほしいということでありましたので、それはコイン式で300円か400円入れれば自動的に印鑑証明書あるいは住民票などももらえるようなシステムを今考えております。それについては、市の本体の電算とのかかわりもございまして、次の議会あたりにその管理経費等について持ちたいというように考えております。

ただし、これはまだ先のことでありまして、9月のオープン時にはそれは間に合わないのではないかとということです。半年ぐらいかかるのかなということ、システムとかいろいろ、あとカードの交付とかいろいろありまして、そういうことで今鋭意検討をしているということでございます。

テナントの権利金、敷金のことがございました。あと、テナント者の契約の期間ということもございました。

チャレンジショップについては2年ということ、2回、4年までということにしております。それから、商業者のテナントの期間でありますけれども、これはいろいろテナントの申し込み者とも話し合いをしておりますけれども、当初私どもがテナントの条件のときに最高10年と。なぜ10年ということを設定したかということをおし上げますと、テナント者みずからも相当の投資、改造経費を投資しなければならないということで、それを金融機関から借り入れをして投資をするといった場合に、金融機関がある程度長期の期間を設定しないとやはり融資が難しいということで、最長で10年と。あとの10年以内の期間については今後テナント者と個々に詰めていかなければならないのではないかとこのように思っております。

あとテナントの権利金、敷金の問題がございました。一般的に民間がやっている場合には保証金等がございますけれども、公の施設ということで私ども、この近辺では天童が直接公設のテナント募集をやっているんです、全く市の施設ということで。それらをいろいろと参考にしております。ということで、保証金等はいただかないということで、敷金のみということで今検討しております。何カ月にするかについてもいろいろありますので、今いろいろと検討中でございます。ただし、敷金についてはテナント料の不払い等の問題もありますので、それは市営住宅の場合も同じなので、それらに対応するための相当の敷金はいただくというような考えで今検討しております。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。伊藤諭議員。

伊藤 諭議員 このビルの今後大きい市の負担となるのが、先ほども質問がありました駐車場の関係と、それからこのビルが減価償却期間を過ぎて建てかえをする際、やっぱり市の大きな負担になってくるのではないかとこの心配が非常にあります。テナント者も莫大な一定の金額を投資をしてあの場所に残るといふふうになるわけでありまして、建てかえる財源がないということでは済まされないといふふうで考えるわけでありまして。基金などを創設したいといふふうな考え方を示されたようでありまして、ビルの建設費から見れば微々たるものだといふふうな思われまして、一定の修繕なんかはできるにしても、建てかえにはほど遠い金額なのではないかといふふうに思います。そういう意味で、やっぱりそうした基金をもっと大きくしていく、そういうことも含めて、民間が今までやっていたようなやり方にはならないにしても、何らかのそうした将来のビルの建てかえを念頭に置いたテナント料の上乗せ、減価償却分を幾らかでも見てもらうという考え方を当然含めるべきなのではないかといふふうな思われます。

なかなかこれができにくいというのは、一つはやっぱり市直営だということである運営形態にも若干疑問があるわけでありまして、第三セクター方式や委託方式などの独立採算制をとるようなビルの管理運営形態を考えていけば、そうしたものも、やっぱり減価償却費ということも念頭に置いた経営形態というのが当然出てくるのではないかといふふうな思われますが、今回の場合は市直営の運営形態ということでこういうものが見られないということになってくるのではないかといふふうな思われますが、私は果たして本当にそうした普通の公共施設と違う貸しビル業的な業を市直営でやるのが妥当なのかどうかということについて非常に疑問を感じるわけでありまして。市直営でやれば、いろいろな歳出面でのあれが全部市税で、市民の税金

で賄うという、突発的な大きな支出についてはそういうことになってしまうのではないかと。そういう責任体制を明確にするためにも、独立採算制、第三セクターのような方式でやるのが本当にビルを管理していく上でもベターなのではないかというふうに思うわけでありましてけれども、そうしたことについて市直営ということで判断するまでいろいろな検討をなされたのではないかと思いますけれども、そうした経過なり、市直営でやるというふうに判断をした理由などについてお聞かせいただければありがたいというふうに思います。

それから、ライオンズやロータリーなど非営利団体だということで支援をしていくという立場で無料だという考え方が示されたわけでありましてけれども、3月に全面改正をされました手数料条例などに照らしてもこうした無料で貸し付けるということは問題がないのかどうかお尋ねをしながら、今後そうした営利を伴わない団体へ市有財産を貸し付ける場合、そうした条件に合う団体については無料としていくという考え方を今後とられるのかどうか、あわせてお尋ねをしたいというふうに思います。以上です。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 直営にした理由ということで、この種の対応については県内でも何力所かございます。直接市が直営の場合とそれから第三セクターの場合と、それらをいろいろ両方検討させていただきました。結果的には非常にその種の第三セクターでの運営をやっている自治体についても非常にやっぱり厳しいのが実態だということで、本来の第三セクターとしての設置の趣旨に沿ったような運営にはなっていないのではないかとということで、本市の場合は直営にすべきでないかというような観点になったところです。

あと、非営利団体に対する無料を今後も続けるのかということですが、今回そのようにして募集をやったということで、今後もまた新たな非営利団体の方が申し込みがあって、なおかつ入られる場所があれば同じようにしていかなければならないのではないかと、このように考えております。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 第三セクターか直営かということについて、やっぱり第三セクターだとなかなか運営が厳しい状況にあるようだということで直営という方式をとったんだという考え方でありましたけれども、そういうことでやっぱり直営にすると際限がなく市税を投入をするという安易な形態に陥るのではないかとことを心配するわけでありまして。全体の管理経費については、年間差し引き 3,000万円程度の持ち出しと現在の状況ではなっているようでありましてけれども、今後建物が古くなったりすれば、3年先、5年先にはこの管理経費というものがもっとも膨らむ危険性があるわけです。そうした場合、やっぱりテナント料へはね返すのかどうかという問題なんかも出てくると思いますし、そうした場合やっぱり第三セクターでやった方が運営形態がはっきりなってテナントの皆さんへも理解が深まるのではないかとということで、第三セクターでやれば運営が厳しいから直営だという考え方についてはちょっと安易な考え方なのではないかというふうに思わざるを得ないところです。

それから、テナントの無料貸し出しなどについてですが、このパオビルというか、今のショッピングセンタービルだけの貸し付けだけではなくて、そのほか市有財産をいろいろな場所で貸し付けているわけですね。そうしたところの整合性、そういうものも当然手数料条例に照らせば整合性をとる必要があるのではないかと。パオビルだけ特別扱い、こういうことにはならないのではないかとということで、ほかの市有財産を貸す場合にも、非営利団体というかそういう方に貸す場合は無料になさるのかどうかという趣旨で聞いたつもりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 利用の内容等をごらんになっていただければおわかりのように、カルチャーの場所とかあるいは遊び場の場所とかというものを設けているわけでございまして、こういうことが市民の教育、文化の向上というものに資するというものもあるだろうし、あるいは市民の交流の場ということにもつながるわけ

でございます、それにつきましてはいろいろ第三セクターとかあるいは市直営とかといろいろ議論したわけでございますけれども、今申し上げたようなところから着目すればやっぱり市直営というのが妥当だろうということでそこに落ちついたということでございます。そういう趣旨からいけば、非営利団体、これらにつきましても、テナント料といいますか賃借料というようなこれはもらわないで、無料ということの方がやっぱり筋としては通っているということの判断でございます。(「手数料条例に絡んでどうなんですか」の声あり)

佐竹敬一議長 この際暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時25分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 先ほど手数料の件がございました。このビルについては6月の定例議会に設置条例を制定する予定であります。その設置条例の中に使用料も規定をされるということになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 なお、質問をされる方はひとつ簡潔に質問されるように御協力を願います。

ほかに質疑ありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 一つは、60号とも関係あるんですが、パオビルの建物なり土地を寒河江市が取得することによって固定資産税や土地計画税の減額は幾ら減額になるのかお聞かせいただきたいというのが1点です。

それから二つ目は、先ほど議第60号でもお尋ねして提案しているとおりですというふうな市長から答弁あったんです。というのは、テナント、今回募集してやっていくわけですけども、耐用年数が来た後も再度続けるのかなということに聞いたのに対して提案のとおりですということは、どういうふうに理解する……、提案のとおりですということですので、改めて確認のためにお尋ねしますが、今のビルがだめになった後もまた引き続きしていくというふうに理解していいのかどうかだけ。先ほどの議第60号に対する答弁がそういうふうに理解していいのかどうかお尋ねします。

それから3点目、先ほど本町駐車場の関係でお尋ねして、市長からは現在の契約切れた後も無料をお願いをしたいという答弁がございました。それで、市長としての考え方はわかるんですが、あのパオビル、あるいはパオビルが建っている土地の売買契約をした際に、駐車場の所有者に対してぜひ、今は契約結ばれていますけれども、それ以降も無料をお願いしたいという、先ほど議会で答弁されたようなことを所有者に対して市長としてお話しされているのかどうか。その結果、所有者はどういう御見解を示されているのか、この点お尋ねをしたいと思います。

それから、事務所を借りるのの無料の関係ですが、先ほど答弁ございました。それで、これから設置条例をつくってまいりたいということですが、現在、財産の交換、贈与、無償貸与等に関する条例があるわけがあります。それが3月議会で一部改正されまして、行政財産の目的外使用にかかわる使用料ということで「市長は、公益上その他の事由により、特に必要と認める場合は使用料を減免することができる」という項目ができたわけです。それで、今回も減免するのは根拠は条例であり、この条例が根拠になると思うんですが、その市長が必要と認める場合というこの部分が極めてあいまいでありますので、先ほど来質問がありますように、いろんな団体に対して無料で貸すというふうなことがあります。本当に公共性とか、あるいはいろんな基準が出てくるというふうに思うんですが、その辺をやっぱり市民に理解されるような基準をきちっとすべきでないかというふうに思いますが、この点についてどのように現状はなっているのかと今後どう対応していく考えなのかをお尋ねしたいと思います。

以上、簡潔にお尋ねをいたしました。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 利用形態につきましては、現在のまま、まだこれからスタートするわけでございますから、それをまずスタートさせて、そしてうまくやってくれたいことかなと思っているわけでございまして、これ踏襲して現在の姿でまずいってみましょうという考え方で一向差し支えないと思えますし、そのようにいかなくはないと思っております。せっかくここまで市民の御意見を聞いて、そしてテナントを募集したんですから、あるいは利用者を募集したんですから、この形でまずはスタートさせてうまくいかせようということでございます。

それから、裏の駐車場の問題ですけれども、これは無償でいきたいものだなと思っているわけでございまして、所有者はどのようなお考えかどうかわかりませんが、私の方としては、せっかくビルと一体となつての駐車場でございますから、私の方が市民の便利なように使わせていただきたい。そういう意味では無償でお借りしたいということでございます。(「まだ答弁になっていない。税金、それから条例の無料の関係もまだ。根拠はわかっているけれども実際どういう。条例には既になっているから」の声あり)

佐竹敬一議長 税務課長。

安食正人税務課長 お答えいたします。

固定資産税の税額が幾らかというような内容でございますが、これについてはお答えしかねますということで御了承方お願いをしたいと思います。

それから、市の所有というようなことになった場合は翌年度以降というようなことで、賦課期日が1月1日現在というようなことになっておりますので、平成13年度以降の対応というふうなことになるかと思えます。以上です。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 先ほど行政財産の目的外使用云々ということでありましたけれども、私どもあのビルの中で、テナント者、それから各事務所について貸し付ける場所は、行政財産という位置づけではなくて、普通財産というような位置づけで貸し付けをするという考えであります。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1番目の税金の減になる部分、答えられないというふうなことなのですが、実質税金の減になるわけですからその辺などもやっぱり議会で審査する上では必要なのではないかなと。もちろんプライバシーとの関係ということだと思えますが、個別の具体的に取得をするというふうになってきているわけですから、こういうことも検討できるように。そして、もちろん議会の審査ですから、後で予算特別委員会があったりいろいろする中で、例えば非公開にしても実際議会としてどうなるのかということとはやっぱり審査できるような形に改善をしていっていただきたいということをもまず議長にお願いをしておきます。

それから、駐車場の無料の関係について市長の考え方もわかったし、相手がまだどういふふうな考えを持っているかわからないということもわかりました。そして、文書でしたいということも今改めてわかりました。しかし、そのことをパオビルの土地や建物の売買契約を結んだ際に、市側としての意向を駐車場の所有者に今までどおりその後もしてほしいという旨のお話は既にされているのかどうかということも聞いたんです。いるとかいないとか、これをお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、先ほど確かに減免の関係、行政財産の目的外使用の関係で私申し上げましたけれども、普通財産であつたって減免するというのは、今度手数料条例、地方分権一括法の施行に伴って手数料条例は皆条例で定めなければならないということで、普通財産であろうと行政財産であろうと減免する場合には根拠は条例をつくって条例が根拠になるわけでありまして、その際、ちょっと私普通財産のやつは見てこなかったんですが、同様の趣旨になっていると思えます。そうした場合の減免する基準を市長が必要と認める場合というのは、これが妥当であるかどうかということも審査する、そのときそのときの市長の思惑で事ができ

るというふうなものであっては極めてまずいというふうに思いますので、ぜひ、今回無料にするというわけですから、その辺の基準というのはいかにどのように現在なっているのかと今後どうしていくのかとこの点、行政財産というのでなくて普通財産の方ということでさらにこの問題についてはお聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 無償の駐車場を借りるのに無償の契約はしておるわけでございますけれども、今後どうするかというようなことまでは文書化しておりませんからと思っております。ですから、その辺は間違いなく御理解いただきたいと思っておりますので、その後どうするかというようなことについては触れておりませんから、御理解願います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 普通財産の件ですけれども、現在の市の財産の交換、譲与、それから無償貸与等に関する条例で普通財産の場合ははっきりと規定になっております。他の公共団体とか、公用もしくは公共用、または公益事業の用に供するときには無償または地価より低い価格で貸し付けをすることができるということで、この条項を適用して無償というように考えております。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

佐竹敬一議長 日程第14、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第61号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第61号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第15、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	承認第1号、承認第2号、議第60号
厚生委員会	承認第3号
予算特別委員会	議第61号

佐竹敬一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後2時38分

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第16、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 総務委員会の報告を求めます。12番渡辺総務委員長。

〔渡辺成也総務委員長 登壇〕

渡辺成也総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、5月26日午後1時25分から市議会第2会議室において、委員6名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、承認第1号、承認第2号、議第60号の3案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主なる質疑を申し上げます。

委員より、市民税の非課税引き上げに伴う税の影響額についての問いがあり、当局より、均等割、所得割とも1万円の非課税限度額の引き上げのため、税額の減少については大きな影響はありませんとの答弁を得ております。

承認第1号については、ほかに質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

承認第2号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、議第60号建物の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第60号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

以上をもって総務委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。16番佐藤厚生委員長。

〔佐藤暘子厚生委員長 登壇〕

佐藤暘子厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、本日5月26日午後1時32分から市議会図書室において、委員6名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、承認第3号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上をもって厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。9番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、本日5月26日午前11時40分から本議場において、委員23名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は議第61号であります。議第61号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、ランニングコストの積算根拠について

一つ、改装費の内訳について

一つ、テナントの選択について

一つ、非営利団体の使用料の基準について

一つ、5階を使用する団体について

一つ、ゲームセンターの取り扱いについて

一つ、再度市民に意見を聞くことについて

一つ、チャレンジショップの追加の場合について

一つ、4階のフロアの見直しについて

一つ、予算が総務費に移ったことについて

一つ、駐車場の購入について

一つ、テナントの看板について

一つ、テレビ難視聴対策のケーブルの維持管理について

一つ、懸垂幕について

一つ、ビルの管理運営を直営することについてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん休憩いたしました。

次に、午後2時29分から本議場において、委員23名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等の出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第61号について、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第17、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決しました。

承認第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

承認第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第3号は承認することに決しました。

議第60号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議第61号について委員長報告に対する質疑はありませんか。川越孝男議員

川越孝男議員 予算特別委員長にお尋ねしますが、先ほどの予算特別委員会の質疑の中で、駐車場の関係の無料をお願いしたい旨の市長の方から答弁があったわけでありますが、そのことについてのやりとりが委員長の報告に抜けていたようでありまして、また同時に、テナント、今回取得したビルのその以降のといいますが、耐用年数過ぎた以降などの扱いについてもやりとりがあったわけですが、それらの部分が委員長の報告になかったようでありましてお尋ねをいたします。

佐竹敬一議長 予算特別委員長。

伊藤忠男予算特別委員長 大変失礼しました。ただ、駐車場の購入関係についてということで第1点についてはまとめたつもりでございました。

それともう1点、(「テナントの件、ずっと永久だのなんだのというやりとり」の声あり)テナントのいわゆる今後の運営について、市長の方の答弁からは「その場合によっては」ということでありましたけれども、その件も抜けておりましたので、追加して掲示をしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後2時51分

佐竹敬一議長 これでは平成12年第1回寒河江市議会臨時会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 鈴 木 賢 也

同 上 川 越 孝 男